

2026年4月22日

中央図書館

中央図書館除籍候補資料の閲覧・意見受付について（お知らせ）

中央図書館では2026年4月22日より、開架閲覧室の除架作業において「除籍候補」と判断された資料を一定期間利用に供するため、新しい配置場所「除架1」を設置します。

これは、利用状況と皆さまからのご意見を参考にしながら、資料を除籍するかどうかを改めて検討するための試行的な取り組みです。

◆資料の利用

特定の資料を閲覧したい場合はCHOIS閲覧請求票を2階閲覧カウンターへ提出することによって出納が可能です。閲覧請求の対応時間は中央書庫に準じます。また、通常の図書と同様に貸出や取寄せも可能です。

◆ご意見の聴取

学生、教職員など学内の方は、除籍相当との判断に対してご意見がある場合、ご意見フォームからご意見をお寄せいただくことができます。（2026年9月30日まで受付）

「除架1」資料は国際機関資料室に別置されておりますので、同室の開室時間内であれば、同室カウンターにお申し出の上、除籍相当と判断された資料を直接書架でご覧いただくことも可能です。なお、国際機関資料室では除籍判断に関するご質問は受け付けておりませんので、ご意見フォームをご利用いただくか、お急ぎの場合は2階閲覧カウンターまでお声かけください。

◆除籍判断の変更

利用に供している期間に閲覧、貸出、あるいは除籍を再検討してほしいとのご要望があった資料は基本的に開架に戻し、引き続き本学図書館の蔵書として維持します。ただし、書架スペースが非常に限られており、新しい図書の配架に支障が生じつつある状況を踏まえ、以下の資料については別の対応をとる場合があります。

- ・図書館内での重複により除籍相当と判断された資料
 - 原則として判断を維持します。
- ・シリーズで集中配架している資料
 - 利用に供している間の利用状況により、シリーズ全体で判断します。
- ・その他、再検討の結果あらためて除籍相当と判断された資料

多数のタイトル、ないしはシリーズ単位でご意見を頂いた場合など、必ずしもご希望に沿えない場合がありますことをご了承ください。

図書館では開架閲覧室の蔵書が学生にとって常に魅力あるものとなることを目指しています。ご協力のほどよろしく申し上げます。

以上